

社会福祉法人五城目やまゆり会役員の報酬及び費用弁償規程

(報酬)

第1条 社会福祉法人五城目やまゆり会（以下「法人」という。）の役員報酬は、別表のとおりとする。

- 2 職員が法人の役員を兼ねるときは、その者に対して報酬を支給しない。
- 3 理事長が評議員会、理事会、監事会、評議員選任・解任委員会へ出席した場合は、月額とは別に役員報酬を支給する。

(費用弁償)

第2条 役員が法人の用務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人五城目やまゆり会旅費規程によるものとする。

(報酬等の支払い)

第3条 役員に対する報酬等は、支払事由発生後、遅滞なく支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差引いて支給するものとする。

(公表)

第5条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表（第1条関係）

種 類	報 酬 額	摘 要
理 事 長	(月額) 70,000円	
役 員	(日額) 10,000円	